

関係法令抜粋

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

附 則

(子ども・子育て支援納付金の導入に当たっての経過措置及び留意事項)

第四十七条 政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決定されたこども未来戦略（次項において「こども未来戦略」という。）に基づき、社会保障負担率（一会計年度における国民経済計算の体系（国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。）における社会保障負担の額その他内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項において同じ。）の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革（同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（以下この項及び第三項第一号において「改革工程」という。）の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二千二十八年度までに実施について検討する取組」に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。）の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金（施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。）の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等（改革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち「来年度（二千二十四年度）に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革をいう。次項及び第五項において同じ。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

- 2 政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施施策（こども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策」として記載された施策をいう。以下この項及び次条において同じ。）を実施するために必要となる費用については、全世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他歳出の見直し、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用（第五項において「支援納付金対象費用」という。）に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ当該

各号に掲げる額を目安とするものとする。

- 一 令和八年度 おおむね六千億円
- 二 令和九年度 おおむね八千億円
- 三 令和十年度 おおむね一兆円

3－5 省 略

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月11日衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）

三 子ども・子育て支援金制度の導入に当たっては、支援金による拠出が、歳出改革等による社会保険負担軽減効果の範囲内に収まるように取り組むこと。また、全世代型社会保障制度改革等については、医療・介護サービスへのアクセスや必要な保障が欠けることのないよう、丁寧に検討を進めること。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年6月4日参議院内閣委員会）

四 子ども・子育て支援金制度の導入に当たっては、支援金による拠出が、歳出改革等による社会保険負担軽減効果の範囲内に収まるように取り組み、支援金の導入によって社会保障負担率が上昇しないものとするとともに、そのことを的確に確認できることにする。また、全世代型社会保障制度改革等については、医療・介護サービスへのアクセスや必要な保障が欠けることのないよう、丁寧に検討を進めること。

国民健康保険運営協議会関係法令例規一覧表

(国関係)

国民健康保険法	国民健康保険法施行令	地方自治法
<p>(国民健康保険運営協議会)</p> <p>第11条 (1項略)</p> <p>2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。</p> <p>3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるものほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。</p> <p>4 前三項に規定するものほか、国民健康保険運営協議会に関する必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(国民健康保険運営協議会の組織)</p> <p>第3条 (1項・2項略)</p> <p>3 法第十一一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。</p> <p>4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。</p> <p>5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選舉する。</p> <p>2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。</p>	<p>(委員会・委員、附属機関)</p> <p>第138条の4 (1項・2項略)</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮詢又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>(附属機関の事務等)</p> <p>第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p> <p>2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。</p> <p>3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。</p>

(大阪市関係)

大阪市国民健康保険条例	大阪市国民健康保険条例施行規則	(参考) 行政実例
<p>(国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称) 第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下法という。） 第11条第2項に規定する協議会の名称は、大阪市国民健康保険運営協議会（以下協議会という。）とする。 (協議会の委員の定数) 第2条の2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。 (1)被保険者を代表する委員 6人 (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 (3)公益を代表する委員 6人 (4)高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下高齢者医療確保法という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人</p>	<p>(運営協議会) 第2条 大阪市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。） は、市長の諮問に応じて次の事項を審議する。 (1)一部負担金の負担割合に関する事項 (2)保険料率の算定方法に関する事項 (3)保険給付の種類及び内容に関する事項 (4)その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項 第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。 第4条 会長は、会務を総理し、会議を招集してその議長となる。ただし、協議会の委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集してその議長となる。 2 協議会に副会長1人を置き、公益を代表する委員の中から全委員の互選によりこれを定める。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 第5条 協議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。 2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 第5条の2 協議会の庶務は、福祉局において処理する。</p>	<p>○公益を代表する委員 国民健康保険法施行令第3条第1項に規定されている公益を代表する委員とは、同条、同項に定められている被保険者を代表する委員及び国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員に対してあくまでも学識経験者として中立的立場にあって一般の利益を代表する者である。 委嘱に当っては、右の利益をよりよく代表する者に委嘱することが適当である。 (昭和34.7.22 保文発第5814号)</p> <p>○国民健康保険運営協議会の審議事項 国民健康保険運営協議会は、市町村長の諮問に応じるとともに自ら進んで意見を述べることができると解される。したがって、諮問事項の是非を述べることはもとより、意見として修正案を述べることもできる。 (昭和39.6.1 保文発第300号)</p>

大阪市国民健康保険運営協議会運営要綱

令和3年1月20日大阪市国民健康保険運営協議会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項及び大阪市国民健康保険条例(昭和36年大阪市条例第3号)第2条に基づき設置される大阪市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、大阪市国民健康保険条例施行規則(昭和36年4月1日規則第23号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第2条 会長が必要と認めるときは、協議会の会議をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)により開催することができる。

2 協議会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で協議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって協議会の会議に出席したものとみなすものとする。

(書面による審議・議決等)

第3条 会長は、緊急に審議・議決等を行う必要があり、協議会の会議を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議・議決等の実施について、協議会に属する委員の意見を聴取し、その総意をもってこれを行うことができ、次項の定めにより、協議会の審議・議決等に代えることができる。

2 前項に定める書面による審議・議決等の議事は、書面提出のあった協議会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。ただし、議事を決するためにには委員の定数の過半数の書面提出がなければならない。

(細目)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。